

平成26年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	老朽危険空き家除却支援事業			整理番号	-
				担当課係	住宅課
事業予算費目	款	8	土木費	記入者職・氏名	
	項	8	住宅費	内線等	
	目	1	住宅管理費	事業区分	臨時事業
	大事業	7	老朽危険空き家除却支援事業	事業期間	期間限定複数年度 平成26年～30年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	住宅地区改良法、小規模住宅地区等改良事業制度要綱、徳島県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

全国的に老朽化の著しい空き家が放置される数が増えてきており、生活上、環境衛生上、あるいは地震時に避難路を塞ぐ問題等から、国に於いては「空き家再生推進事業」を進めている。  
この事業は、所有者が老朽家屋を除却する際の一部費用を国と市町村が共同で補助するもので、徳島県は、この市町村補助分に対し、県が独自の助成を行う制度を設け、市町村の負担を軽減することで空き家対策の推進を図っている。  
県内では、約2万8千戸の未利用の空き家があり、この内約4割程度が老朽、破損した家屋であるとされており、本市においても相当数の老朽、破損住宅があると推察される。  
こうした動きを踏まえ、本市に於いても、市内の老朽空き家の調査及び解体補助制度の導入を行う。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	地震時に倒壊により道路を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家について、その所有者等が除却工事を行う場合に、その経費の4/5を国・県・市の共同により助成する。 また、併せて市内の老朽空き家の実態等についても調査を行う。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	老朽危険空き家の除却を促進することにより、地域の防災性、防犯性の向上、住環境の改善、良好な景観形成の推進等を図る。

■総合計画(後期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け	<input checked="" type="checkbox"/>	重点目標	基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	1. 「安全」のまちづくり	
			中項目	①災害被害の減少	
			小項目	3. 地震や津波の被害を軽減する減災のまちづくり	
(理由)					
阪神淡路大震災の経験からも、地震時の沿道建物の倒壊による道路の閉塞等が救援活動の妨げとなることと言われており、改正された耐震改修促進法に於いても、県が耐震改修促進計画に定める緊急輸送道路の沿線の一定の建築物について、耐震診断を義務化と耐震改修の推進が求められている。 市内のその他の街路についても、地震時の家屋倒壊による道路閉塞等への対策が重要となっているが、今回の事業では特に街路等に接し老朽化した空き家に着目して、その除却を進めることにより避難路の通行を確保し、災害被害の減少に繋げることとする。					

■他の自治体の類似する政策との比較検討

県内の他の自治体においては既に同様の制度が実施されており、徳島市や海陽町では平成24年度以前から、吉野川市、阿波市をはじめ多くの町においても平成25年度中の制度導入がなされ、申込数が予定を上回る実績を伸ばしている。  
多くは国・県の協調補助により推進されてきており、平成26年度も県内17市町村で103件の事業予定件数が県に要望されている。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有)・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか) 老朽危険空き家を除却しようとする所有者等
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか) 地震時に倒壊により道路を閉塞するおそれのある老朽危険空き家の除却を促進することにより、地域の防災性、防犯性の向上、住環境の改善、良好な景観形成の推進等を図る。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか) 市民からは、これまでも市内の廃屋やいわゆるごみ屋敷等に対して、防犯上、衛生上あるいは防災上の観点から苦情、迷惑被害等の申し出、陳情等がしばしば寄せられている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか) 国に於いては、空き家の実態調査や適性管理を促す「空き家対策特別措置法」が議員立法により計画されているとの新聞報道もあり、全国の市町村に対し、実態調査、空き家対策計画の作成、対策協議会の設置を求める方向である。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	26年度	27年度	28年度	29年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		地 方 債	0					
		その他(利用者負担等)	0					
		一 般 財 源	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	A	直接事業費(千円)	20,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	人件費	正 規 職 員 数	0.50 人	0.10 人	0.10 人	0.10 人	0.10 人	0.10 人
		職 員 人 件 費 ①	2,370	474	474	474	474	474
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	2.50 人	0.50 人	0.50 人	0.50 人	0.50 人	0.50 人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 費 金 等 ②	4,925	985	985	985	985	985
	B	人件費計(千円)①+②	7,295	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459
A + B		27,295	5,459	5,459	5,459	5,459	5,459	
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	災害時に避難路を閉塞するおそれのある老朽家屋等を今後も放置し続けることとなる。老朽危険空き家の問題は、建築基準法等の法的措置による解決は実質的に困難であり、所有者等の自発的な除却を促す助成制度が重要となってきている。				
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由	街区全体の改良・開発事業といった都市計画施策との連携といったことも考えられないわけではないが、当面は、国・県の助成制度を利用し、これに対応した単独の施策として進めるべきである。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> a がある	理由	除却事業費補助と併行して、市内の老朽家屋の実態を調査することにより、対象所有者等に除却を促し、防災・環境面での啓発活動に繋げることができる。				

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	住宅統計調査、固定資産台帳及び実地調査等により、市内の老朽家屋の実態を調査し、所有者等に除却を促す。

所属長による総合的なコメント

老朽空き家の問題については、これまでの防犯上、景観上の観点からだけでなく、災害時の避難路の確保という防災上の観点から重要な施策の一つとなってきている。国・県の制度を活用し、十分な効果が得られるよう助成制度の制定と実態調査を早急に行う必要がある。